

事業名	青少年問題協議会費		
細事業名	青少年問題協議会費	財務コード	601502
担当部課室	教育委員会	社会教育 課	青少年保護育成 担当 (内線) 1602

事業の概要

実施期間	始期 S28 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する重要な事項	その対象をどのような状態にして 県の施策等に反映されている。	結果、何に結びつけるのか 青少年育成施策の推進
	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査審議し、意見を述べていただく。  青少年問題協議会の開催 <平成25年度> ・全体会 1回 新たな「やまなし子ども・若者育成指針」策定にあたっての基本方針の決定 <平成26年度(予定)> ・全体会 3回 ・小委員会 2回 知事の諮問を受け、新たな「やまなし子ども・若者育成指針」の基本となる提言を行う		
根拠法令等	地方青少年問題協議会法、山梨県附属機関の設置に関する条例		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	24年度		25年度		26年度	27年度	事業目標の考え方
	実績値		目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	協議会の開催回数	全体会 2回	全体会 2回 小委員会 2回	全体会 1回	全体会 3回 小委員会 2回	全体会 2回 小委員会 2回	活動指標 目標設定の考え方 指針の策定や緊急的な重要事項の審議、提言のために全体会、小委員会各2回の予算を計上しており、これを目標としている。 データの出典等 予算書
	活動指標達成率(実績値/目標値)			25.0 %			
成果指標	成果指標達成率(実績値/目標値)			%			成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額(千円) うち一財額	234	234	120	617	590	
所要時間(直接分)	100 時間		50 時間	250 時間	200 時間	成果指標によらない成果 現在、新たな「やまなし子ども・若者育成指針」の策定に向け、知事からの諮問に対する答申案の検討を進めているほか、環境浄化に関する提言や「子ども・若者支援地域協議会」の設置に関する検討など、それぞれの委員の専門的な立場から青少年育成に関する重要事項の審議を行っており、成果を上げています。	
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	100 時間		50 時間	250 時間	200 時間		
人件費コスト単位:千円(@2,050円×所要時間)	205		103	513	410		

これまでの事業の見直し・改善状況

平成26年4月、地方青少年問題協議会法の改正により、会長を知事とする条項が削除されたことを受け、協議会から知事が外れ、委員は24名となった。

**活動量と成果の判断(平成25年度の業績評価)**

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定		活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H25年度活動指標の達成率	活動量に係る一次評価	緊急かつ重大な事案が発生した場合に速やかに調査審議ができるよう、全体会2回、小委員会2回の計4回分の予算を確保しており、これを目標値としている。 25年度は全体会1回のみ開催であったが、緊急事案や特別な審議事項がなかったためであり、予定した活動量はあげている。
d	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)    b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)    c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定		成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H25年度成果指標の達成率	成果に係る一次評価	25年度は、平成27～31年度を推進期間とする新たな「やまなし子ども・若者育成指針」の策定にあたっての基本方針を決定した。 これを受け、26年度は全体会3回、小委員会2回の審議を経て知事への答申を行う予定であり、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)    b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)    c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)    d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

**見直しの必要性(平成27年度に向けた改善等の考え方)**

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	緊急事案や特別な審議事項がない場合、会議が形骸化してしまう恐れがある。このため、新たに策定した指針に基づき実施する県の施策をアクションプランとしてまとめ、その進捗状況を進行管理することにより、協議会の活性化と施策へのフィードバックを行う。	m

・「以外の判断項目」の欄  
a: 目的の達成    b: 新たな課題への対応    c: 対象の変化    d: ニーズの変化    e: 法律・制度の改正    f: 民間等実施    g: 市町村等へ移管    h: 外部委託  
i: 経費節減    j: 類似事業と統合・連携    k: 所要時間の縮減    l: プログラムの改善    m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

**見直しの方向(平成27年度当初予算等での対応状況)**

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法の変更	新たに策定した指針に基づき実施する県の施策をアクションプランとしてまとめ、その進捗状況を進行管理することにより、協議会の活性化と施策へのフィードバックを行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること